

合志西合志 二町合併協議会だより

○発行責任者／合志西合志二町合併協議会 会長 秋吉不二雄 ○編集／合志西合志二町合併協議会事務局 菊池郡合志町幾久富1909 - 110



合志町
ヴィーブル
フェスタ



西合志町
よかとこ
弁天祭

第11回協議会、第12回協議会、第13回協議会が開催されました。
 第11回協議会では特別職の報酬等についての報告がありました。
 第12回協議会では新市の市章について小委員会からの報告がありました。
 第13回協議会では新市の市章が決定されました。



	合志町	西合志町	合計
面積	28.89 k㎡	24.28 k㎡	53.17 k㎡
人口	22,742人	29,534人	52,276人
世帯	7,745世帯	10,770世帯	18,515世帯

(H17.10.末現在住民基本台帳)

第11回 合併協議会

8月19日(金)

西合志町民図書館集会所

報告事項

報告第16号 廃置分合の告示について

廃置分合の告示について、平成17年7月21日に総務大臣から告示がありましたので、その報告がありました。

報告第17号 1 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の取扱いについて、次のように調整結果の報告がありました。



<p>チャイルドシートの購入費補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時に市内に住居を有し、年齢満6歳未満である幼児の保護者 ・購入金額の2分の1を助成（限度額1台1万円） ・幼児1人につき1台まで助成（リサイクルの推進を図るための情報提供に努める）（経過措置）合併日以降に購入し、平成18年4月1日以降の申請者について、適用する。
<p>身体障害者紙おむつ支給事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅障害者等のうち住民基本台帳に記載されている者で、6ヶ月以上紙おむつの着用があり、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。 ただし、生活保護法による非保護世帯は対象としない。 ①身体障害者手帳1種1級を所持し、紙おむつ着用を常時必要とする者 ②療育手帳A1を所持し、紙おむつの着用を常時必要とする者 なお、高齢者家族介護用品の給付を受けている者は対象としない。入院中についても交付しない。 ・給付限度額は4,500円とし、現物給付とする。
<p>スポーツ参加促進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県障害者スポーツ大会への参加 ・市は、参加者の取りまとめを行い、県からの通知等を連絡する。また、全国大会への推進を行う。 ○参加者にジュースを支給
<p>民生・児童委員活動補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合志町の算定基準に基づき、それぞれの民生委員児童委員協議会の基礎数値を用いて算出したその合計額を補助金の額とする。 ・これまで算入されていた宿泊研修旅費は他の委員会等の取扱いに合わせる。 ・補助金の交付は、統一された民生委員児童委員協議会（組織の形態、名称等は今後、両町の関係者により協議する。）に交付する。 ・歳出（補助金の使途）についても、統一できるように関係者で協議する。

**報告第18号
合志市「市章」選定について**

市章の応募状況と市章選定のために設置した小委員会の委員名簿について報告がありました。

応募状況

応募作品総数	1,586点
合志町	218点
西合志町	229点
その他の市町村	1,139点
熊本県内	686点
熊本県外	900点



**報告第19号
特別職の報酬について**

両町長の協議により、新市の特別職の報酬は、第10回協議会において報告された特別職報酬等審議会からの答申内容のとおり決定した旨の報告がありました。委員からは監査委員の報酬額において、同様の業務を行いながら識見委員と議会選出委員に差があるのは納得できないなどの意見が出され、同項目は保留扱いとなり再提出を行うことになりました。



第12回 合併協議会

10月3日(月)

合志町役場大会議室

協議事項

協議第63号 合志市「市章」選定について

小委員会より選定された5点が報告され、この中から、両町持ち帰り次の協議会までにそれぞれ2点を選定することとなりました。

協議第64号 平成17年度合志西合志二町合併協議会補正予算について

平成18年度から施行する介護保険事業計画書を本年度内に策定する必要があるので、策定に係る経費について、補正予算が提案されました。

○補正額 3,470千円

報告事項

報告第20号 生活環境事業の取扱いについて

新市における環境美化推進事業として、「合志市環境美化推進員」を設置し生活環境の保全及び公衆衛生の向上や、ごみの減量化及び再資源化等について、新市で推進することが報告されました。

また、環境に関する基本事項を審議するため、合志市環境保全審議会を設置することが報告されました。

報告第21号 合志西合志二町合併協議会

介護保険事業計画等策定委員会設置規程について

平成18年度から施行する介護保険事業計画書を本年度内に策定する必要があるので、策定のための委員会設置と関係規程について報告がありました。

報告第19号 特別職の報酬について

前回の協議会で監査委員の識見委員と議会選出委員の報酬差額の問題で「保留」扱いとなっていました「特別職の報酬」については、事務局から追加資料による補足説明が行われ了承されました。

第13回 合併協議会

10月26日(水)

西合志町民図書館集會室

協議事項

協議第63号 合志市「市章」選定について

両町がそれぞれ選定した最終候補の2点は、同一作品となったため、同2点から委員による投票の結果、熊本市八景水谷の萱野光俊（かやのみつとし）さんの作品が最優秀賞に選ばれ新市の市章に決定されました。

作品並びに作品の趣旨は最終ページに掲載しております。

また、優秀賞には次の4人の方の作品が選ばれました。

東 信慶さん

(福岡県北九州市)

渡辺 信一さん

(宮城県利府町)

岩永 光一さん

(和歌山県橋本市)

三村 久美栄さん

(熊本市沼山津)

応募作品 1,586点

たくさんのご応募ありがとうございました。

報告事項

報告第22号-2 各種福祉制度の取扱いについて

○家族介護支援事業(家族介護慰労事業)については、西合志町の例により平成18年度から統一する。ただし、支給時期判定期間は、支給の額については次のとおりとする。

- ・支給時期…3月
- ・判定期間…1月から12月(経過措置…平成18年度については、西合志町の対象者は、平成17年10月から18年12月までの15ヶ月を判定期間とする。)
- ・支給の額…月額1万円(限度額年12万円)



・支給時期…3月
 ・判定期間…1月から12月(経過措置…平成18年度については西合志町の対象者は、平成17年10月から18年12月までの15ヶ月を判定期間とする。)
 ・支給の額…月額1万円(限度額年12万円)

○重度身体障害者(児)等介護者手当については、西合志町の例により平成18年度から統一する。ただし、支給時期、判定期間、支給の額については次のとおりとする。

○町民相談事業(心配ごと相談等)
 ★心配ごと相談を中心に、社会福祉協議会で実施
 民生委員、人権擁護委員、行政相談員による日常生活での悩み・心配ごと相談
 ・西合志庁舎
 ・泉ヶ丘市民センター
 ・人権ふれあいセンター
 ・みどり館
 ・ふれあい館
 ・中央公民館

☆法律相談
 顧問弁護士による民事、法的解釈を必要とする相談
 ・須屋支所
 ・泉ヶ丘市民センター
 ・中央公民館
 ・西合志庁舎

○災害見舞金支給事務
 (1)合志市に居住する者で、天災地変又は火災等の原因により被害を受けた者
 (2)合志市に居住し小売店を営んでいる商業者に対し、天災地変又は火災等による停電により商品に

被害を受けた者
 (3)合志市に居住し農業を営み、その所有する農業施設等に天災地変又は火災等により被害を受けた者

○戦没者追悼式
 平成18年度から合志町の例により熊本県主催の追悼式に参加する。
 ※毎年8月15日

○戦没者慰霊祭
 平成18年度から合志町の例により実施する。

○社会福祉協議会補助金
 現行の2町の人件費に対する補助金を合志市社会福祉協議会の運営に要する経費(人件費)として交付する。

※職員数
 ①職員(正職) 7名
 ②職員(嘱託) 3名
 ③パート職員 1名

報告第23号-1 保健衛生関係事業の取扱いについて
 ・合志市母子保健推進員
 ・合志市健康づくり推進

見舞金支給表

死亡及び入院を要する負傷の場合	
項目	見舞金
死亡	300,000円
3ヶ月以上入院を要する場合	200,000円
2ヶ月から3ヶ月未満入院を要する場合	150,000円
1ヶ月から2ヶ月未満入院を要する場合	60,000円
7日から1ヶ月未満入院を要する場合	30,000円

通院及び家庭治療を要する負傷の場合	
項目	見舞金
3ヶ月以上通院を要する場合	100,000円
2ヶ月から3ヶ月未満通院を要する場合	60,000円
1ヶ月から2ヶ月未満通院を要する場合	40,000円
5日から1ヶ月未満通院を要する場合	25,000円
5日未満通院を要する場合	15,000円

火災・天災地変		
	全壊	半壊
住家	100,000円	50,000円
非住家	50,000円	25,000円
床上浸水		
住家	20,000円	

施設・農地	
項目	見舞金
家畜用施設	全壊 100,000円
	半壊 50,000円 (300㎡以上のもの)
施設園芸施設	全壊 50,000円
	半壊 25,000円 (1,000㎡以上のもの。ビニールのみは除く)
農地	10アール当たり 10,000円
	(被害面積1アールを超えるもの。ただし、1戸当たり50,000円以内を限度とする。)

家畜の死傷等	
項目	見舞金
大家畜の死傷	牛馬1頭当たり 20,000円 ただし、1戸当たり100,000円を限度とする。
	豚1頭当たり 5,000円
小家畜の死傷	鶏1羽当たり 200円 ただし、1戸当たり100,000円を限度とする。

生鮮食料品等	
項目	見舞金
被害額 100,000円以上	10,000円
被害額 20,000円以上 100,000円未満	5,000円



協議会

- ・合志市予防接種健康被害調査委員会

以上3組織の設置とそれぞれの構成等について調整内容の報告がありました。

報告第24号 農林水産関係事業の取扱いについて

- ・農業経営基盤強化促進事業については次のようになりしました。

・推進費

交付対象者：認定農業者及び貸付けた者

		推進費	
		5年以上 10a当たり	10年以上 10a当たり
田	借手	15,000円	30,000円
	貸手	5,000円	10,000円
畑	借手	10,000円	20,000円
	貸手	3,000円	6,000円

- ・農業後継者育成補助金
新規就農者祝金

250,000円

- ・畜産振興及び農産振興
- については、両町の現行

制度を継続して行い、振興を図っていくことで調整がされました。

※各種共進会出品謝礼については、合志町の例により調整がされました。

報告第25号 商工観光関係事業の取扱いについて

- ・商業活性化

合志市中小企業者店舗等近代化融資資金利子補給に関する要綱等について、合志町の内容を基に調整がされました。

報告第26号 建設関係事業の取扱いについて

- ・市道認定基準は7つの基準を設ける。

また、法定外公共物は管理条例等を策定していくことで調整がされました。

報告第27号 上水道事業等の取扱いについて

- ・減免制度は、漏水・火災等については基準を設けて行う。工事の検査手

料金は現行の両町の内容を参考に調整がされました。

報告第28号 公営住宅の取扱いについて

- ・敷金・入居資格基準・選考基準について、現在の両町の規定を基に調整がされました。

報告第29号-1 学校教育関係の取扱いについて

- ・外国語指導助手、スクールサポート、中学生対象海外派遣、情報教育推進、教育相談、セーフティパトロール等の各種事業については、現在の両町の内容を基に新市でも継続して実施していく旨の報告がされました。

報告第30号 窓口業務の取扱いについて

- 次のように調整され窓口業務が報告されました。
- ・新市の窓口業務については住民サービスの低下を招かないように、両役

場で行っていた窓口業務は、合併後も両庁舎で対応が可能となるようにする。

当該庁舎にない部門の窓口業務については、それぞれの庁舎に市民部「総合窓口」を設置し対応する。

報告第31号-1 一般職の職員の身分の取扱いについて

職員の職及び職名について調査結果の報告がありました。

報告第32号 防災、交通安全関係の取扱いについて

地域に係る災害予防及び災害応急対策について、新市において新たな災害対策本部を設置し強力な組織を作ることの報告がありました。

報告第33号 地域振興事業の取扱いについて

地区魅力化事業について次のように調整結果の報告がありました。

- 個性ある地域づくり事業（地区魅力化事業）に取組む団体（行政区・自治会・コミュニティ）に対する補助金の交付
- 地区魅力化計画策定事業
- 地区魅力化活動事業



- 2ヶ年間
- ・1年目 地区魅力化計画策定事業 50万円以内
- ・2年目 地区魅力化活動事業 100万円以内

報告第34号ー1 その他の事務事業の取扱いについて

○選挙公営

・通常葉書の交付、ポスター掲示場の設置、選挙公報の発行、選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の詳細について調整結果の報告がありました。

○財政事情

財政事情・バランスシート及び行政コスト計算書の公表の内容、方法等について調整結果の報告がありました。

報告第35号 合志西合志二町合併協議会介護保険事業計画策定委員について

合志町・西合志町より各10名ずつの委員(20名)が選任された旨の報告がありました。



「合志町・西合志町」の社会福祉協議会も合併します。

去る、10月7日西合志町ふれあい館におきまして、二町の社会福祉協議会の合併調印式が行われました。式には両町協議会会長(合志町長・西合志町長)及び関係者が出席し、合併協定書にそれぞれ押印いたしました。これで、町の合併と同様に来年2月27日に合併することとなりました。



「子育て支援日本一のまちづくり」アイデア募集にご応募ありがとうございました

合志西合志二町合併協議会で「子育て支援日本一のまちづくり」についての施策アイデアを募集してりましたが、

両町の住民の方々や保育園長会の皆様から各種の施策案をご提案いただきました。住民参加による子育て支援のアイデア、子育てに対する個人としての基本的な姿勢、行政への要望などの提案をいただきました。ご協力ありがとうございました。



第3回子育て支援日本一のまちづくり施策検討会を開催

第3回子育て支援日本一のまちづくり施策検討会を平成17年10月17日(月)西合志町役場会議室で行いました。参加者は両町の次世代育成支援行動計画庁内部委員17名。

今回の主な議題は「子育て支援日本一のまちづくり」の施策案について。広報等で募集した住民の皆さんからのアイデアや、合併協議の中で出された意見、庁内部委員からの意見などについて取りまとめを行いました。

いよいよ合志市誕生まで約100日

合志町・西合志町の合併期日は平成18年2月27日（月）です。

◎2町の住所の表示はつぎのように変わります。

合志町	
現 行	新 市
熊本県菊池郡合志町大字上庄・・・番地 →	熊本県合志市上庄・・・番地 (くまもとけん こうしし かみのしょう)
〃 幾久富・・・番地 →	〃 合志市幾久富・・・番地 (くまもとけん こうしし きくとみ)
〃 栄・・・番地 →	〃 合志市栄・・・番地 (くまもとけん こうしし さかえ)
〃 竹迫・・・番地 →	〃 合志市竹迫・・・番地 (くまもとけん こうしし たかば)
〃 豊岡・・・番地 →	〃 合志市豊岡・・・番地 (くまもとけん こうしし とよおか)
〃 福原・・・番地 →	〃 合志市福原・・・番地 (くまもとけん こうしし ふくはら)
西合志町	
現 行	新 市
熊本県菊池郡西合志町大字合生・・・番地→	熊本県合志市合生・・・番地 (くまもとけん こうしし あいおい)
〃 須屋・・・番地→	〃 合志市須屋・・・番地 (くまもと けんこうしし すや)
〃 野々島・・・番地→	〃 合志市野々島・・・番地 (くまもとけん こうしし ののしま)
〃 御代志・・・番地→	〃 合志市御代志・・・番地 (くまもとけん こうしし みよし)
〃 上生・・・番地→	〃 合志市上生・・・番地 (くまもとけん こうしし わぶ)

平成18年2月27日（月）からはこのような住所の記述になります。

※行政区については現行のとおりです。

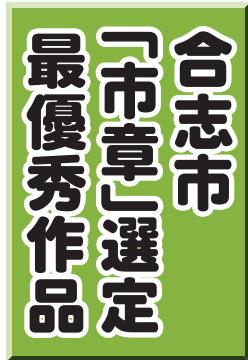
◎税金の税率及び納期は次のようになります。

平成18年4月以降

主な税目	税 率	納 期	
住民税	現行のとおりです。	年度内8期	6月から翌年1月まで
固定資産税	現行のとおりです。	年度内8期	〃
軽自動車税	現行のとおりです。	年度内1回	5月
国民健康保険税	調整中です。	年度内8期	6月から翌年1月まで

※今回は、住所の表示と税金について掲載いたしました。

また 住民サービスに関わる情報については協議会だよりのほか、合併の手引き等を作成しお知らせしていきます。



デザインの趣旨

合志市のインシヤル「K」の文字をモチーフに、新市の将来像である「未来輝く産業・定住拠点都市」基本理念「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」のイメージをあらわし、合志市の魅力と活力あふれる繁栄発展を表徴とした市章としました。赤のポイントは市民の市政への情熱を示します。

協議会の経過

8月		9月		10月	
1日	選挙分科会	1日	生活環境分科会	27日	総務専門分科会
2日	財政分科会	13日	住民部会	28日	学校教育分科会
3日	図書館分科会	14日	人事分科会	29日	幹事会
4日	子育て支援日本一施策検討会	16日	国保医療課合同分科会	30日	企画財政専門部会
5日	防災分科会	17日	行政区分科会	31日	電算専門部会・分科会
6日	文教専門部会	18日	行政分科会		
7日	福祉・保健合同専門部会	19日	上下水道分科会		
8日	企画財政分科会	20日	建設分科会		
9日	農政分科会・障害者福祉分科会	21日	総務部会		
10日	住民税務専門部会	22日	福祉事務所視察(宇城市)		
11日	学校教育専門部会	23日	図書館分科会		
12日	学校教育分科会	24日	人事分科会		
13日	国保医療分科会・生活保護分科会	25日	図書館分科会		
14日	幹事会	26日	住民部会		
15日	社会教育分科会	27日	福祉事務所視察(宇城市)		
16日	住民部会	28日	人事分科会		
17日	防災分科会	29日	国保医療課合同分科会		
18日	企画財政専門部会	30日	行政区分科会		
19日	町長会		行政分科会		
20日	第11回協議会		上下水道分科会		
21日	総務部会		建設分科会		
22日	福祉事務所視察(宇城市)		総務部会		
23日	人事分科会		福祉事務所視察(宇城市)		
24日	図書館分科会		人事分科会		
25日	住民部会		国保医療課合同分科会		
26日	福祉事務所視察(宇城市)		行政区分科会		
27日	人事分科会		行政分科会		
28日	国保医療課合同分科会		上下水道分科会		
29日	行政区分科会		建設分科会		
30日	行政分科会		総務部会		
31日	企画財政分科会		福祉事務所視察(宇城市)		
	防災分科会		人事分科会		
	学校教育分科会		国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
			上下水道分科会		
			建設分科会		
			総務部会		
			福祉事務所視察(宇城市)		
			人事分科会		
			国保医療課合同分科会		
			行政区分科会		
			行政分科会		
	</				